

令和7年度荒川区児童青少年課  
会計年度任用職員（放課後児童支援専門員1種）募集要項

1 職種

放課後児童支援専門員（1種）

2 募集期間

採用月日	募集期間	面接選考日
令和7年9月1日付	令和7年7月18日（金）～ 令和7年8月1日（金）	令和7年8月12日（火）～ 令和7年8月15日（金） 日時は一次選考合格者へ通知します。
令和7年10月1日付	令和7年8月15日（金）～ 令和7年8月29日（金）	令和7年9月8日（月）～ 令和7年9月12日（金） 日時は一次選考合格者へ通知します。
令和7年11月1日付	令和7年9月19日（金）～ 令和7年10月3日（金）	令和7年10月14日（火）～ 令和7年10月17日（金） 日時は一次選考合格者へ通知します。
令和7年12月1日付	令和7年10月17日（金）～ 令和7年10月31日（金）	令和7年11月10日（月）～ 令和7年11月14日（金） 日時は一次選考合格者へ通知します。
令和8年1月1日付	令和7年11月14日（金）～ 令和7年11月28日（金）	令和7年12月8日（月）～ 令和7年12月12日（金） 日時は一次選考合格者へ通知します。
令和8年2月1日付	令和7年12月12日（金）～ 令和7年12月26日（金）	令和8年1月13日（火）～ 令和8年1月16日（金） 日時は一次選考合格者へ通知します。
令和8年3月1日付	令和8年1月16日（金）～ 令和8年1月30日（金）	令和8年2月9日（月）～ 令和8年2月13日（金） 日時は一次選考合格者へ通知します。

3 募集方法

ホームページ、ハローワーク等へ募集記事を掲載します。

4 募集人数

若干名

※状況により、募集を停止する場合があります。最新の募集状況については、児童青少年課までお問合せください。

5 選考方法

書類審査・作文・面接

○一次選考 書類審査・作文

○二次選考 面接（一次選考合格者のみ）

※2次選考については、1次選考合格者のみ詳細を通知します。

## 6 応募資格

○年齢・性別は問いませんが、日本語による業務ができ、子どもの人権に配慮し、子供の動きに対応できる体力のある方で、採用日現在、下記の（１）～（３）の資格を持つ方、または（４）～（１０）に該当する方。

○東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第 50 条に規定する資格等及び荒川区学童クラブの設備及び運営の基準に関する条例第 10 条第 3 項に規定する資格等を有する方。

※各条例で規定する資格（条例の一部を抜粋）

- （１）保育士の資格を有する者
- （２）社会福祉士の資格を有する者
- （３）教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 4 条に規定する免許状を有する者
- （４）学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第 90 条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第 9 号において「高等学校卒業者等」という。）であって、2 年以上児童福祉事業に従事した者
- （５）学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- （６）学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学が認められた者
- （７）学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- （８）外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- （９）高等学校卒業者等であり、かつ、2 年以上学童クラブに類似する事業に従事した者であって、区長が適当と認めた者
- （１０）5 年以上学童クラブに従事した者であって、区長が適当と認めた者

○地方公務員法第 16 条（欠格条項）の各号いずれかに該当する方は受験できません。

○受験できる日本国籍を有しない方の範囲は、「出入国管理及び難民認定法別表第 2（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）に掲げる在留資格を有する人及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」とします。

## 7 勤務内容

児童の遊びや活動への支援等

なお、災害発生時や感染症対策等の緊急を要する業務が発生した場合は、勤務時間の範囲内で災害対応業務棟の上記以外の業務に従事することがあります。また、同一勤務場所において、

ひろば館等の応援業務が発生した場合は、当該業務に従事することがあります。

8 勤務場所：

花の木学童クラブ（荒川区荒川5-50-5）

9 雇用期間

各採用日～令和8年3月31日まで

※勤務成績良好な場合、公募によらず、再度の任用を行う場合があります。

（原則として65歳未満に限ります）

※採用から原則1か月は条件付採用です。

ただし、任用後1か月の勤務日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで延長します。（勤務開始日は相談に応じます）

10 勤務時間

1日7時間45分（原則として週31時間勤務・週4日勤務）

※原則として、月～金曜日は午前9時30分から午後7時15分まで、土曜日・学校休業日は午前8時15分から午後7時15分までのうち7時間45分

※出勤はシフトによる勤務ローテーションになります。

11 報酬月額

215,616円（地域手当相当分を含む）

※採用までに給与改定等が行われた場合は、その額によります。

※厚生年金保険、共済組合（短期）、雇用保険に加入していただきます。

※上記金額には所得税・社会保険料等の本人負担を含みます。

※通勤費相当（上限額あり）が支給されます。

※月途中採用の場合の報酬は日割りとなります。

※月途中採用の場合、通勤費相当は、翌月分からの支給となります。

※報酬の支給日は毎月末日です。ただし、末日が休日の場合は前営業日に支給になります。

12 休暇等

年次有給休暇は以下のとおりです。勤務日単位または時間単位で取得できます。

採用月日	年次有給休暇付与日数
令和7年9月1日付	10日 ※採用日により付与日数が異なります

このほかに、慶弔休暇等があり、それぞれについて日数が定められています。

13 災害補償

公務上又は通勤による災害に遭遇した場合は、労働者災害補償保険法又は特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例により補償されます。

14 健康管理

年1回定期健康診断を実施します。

15 応募方法等

(1) 提出書類

- ・会計年度任用職員申込書
- ・会計年度任用職員履歴書（または市販の履歴書）に直近3か月以内の写真を貼付したもの
- ・資格を証明できるものの写し
- ・作文 課題「児童と関わる職員として心がけたいこと」  
(400字詰め原稿用紙1枚。ワープロパソコン可)

(2) 提出先

〒116-8501 荒川区荒川2-2-3 荒川区役所児童青少年課

(3) 応募方法

- ・郵送の場合 封筒表面に「採用選考申込書在中」と朱書きし、簡易書留により郵送してください。(簡易書留によらないものの事故については責任を負いません)
- ・持参の場合 荒川区児童青少年課(区役所本庁舎2階14番窓口)まで持参してください  
※ご提出いただいた申込書等は返却いたしません。

(4) 提出期限

採用月日	提出期限(募集期間)
令和7年9月1日付	令和7年7月18日(金)～令和7年8月1日(金)
令和7年10月1日付	令和7年8月15日(金)～令和7年8月29日(金)
令和7年11月1日付	令和7年9月19日(金)～令和7年10月3日(金)
令和7年12月1日付	令和7年10月17日(金)～令和7年10月31日(金)
令和8年1月1日付	令和7年11月14日(金)～令和7年11月28日(金)
令和8年2月1日付	令和7年12月12日(金)～令和7年12月26日(金)
令和8年3月1日付	令和8年1月16日(金)～令和8年1月30日(金)

16 問合わせ先

荒川区役所児童青少年課 ☎03-3802-3111 (内線 3859)

〈参考〉

—地方公務員法第16条(欠格条項)—

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を形成し、又はこれに加入した者

※平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)は選考を受けることができません。